

## 許容値設定にあたっての考え方(案)

### 1 CISPR関連規格等との整合性について(次ページ参照)

- 各々のWPTシステムが搭載されるもの(自動車、家電、PC等)に対応した、関連のCISPR規格等を適用する。  
なお、複数の選択肢が示されている場合にはその対象範囲、許容値が定められた経緯、最新の審議動向を考慮する。
- 従来の電波法令で定めてきた基準との不整合を最小限とするよう配慮する。

### 2 周波数共用条件の導出について

- 被干渉側システムとの所要離隔距離は原則10mとする。ただし、人命安全の確保の上で必要と認められる場合はこれによらず実利用環境を前提にした離隔距離を設定する。
- 被干渉側システムとWPTを同一の者が管理し得る状況下で発生する干渉は検討対象としない。
- 検討に先立ち設定した「目標値」をベースに、共用検討で得られた諸条件をこれに反映させる。
- 共用条件には、放射レベルの条件のほか、WPTの市場展開・運用にあたり求められる消費者への周知啓発等、製造者側としてとるべき対応を付帯事項として含める

# CISPR関連規格等との整合性について

分類	伝導妨害波		放射妨害波			
	9kHz～150kHz	150kHz～30MHz	9～150kHz	150kHz～30MHz	30MHz～1GHz	1～6GHz
電気自動車用	当面規定しない  (注1)	CISPR 11 グループ2 (Ed.5.1)	周波数共用条件  (注1)	CISPR 11 グループ2 (Ed.5.1)  周波数共用条件	CISPR 11 グループ2 (Ed.5.1)	規定しない
家電機器用①	利用周波数が当該周波数帯にないので規定しない	CISPR 22 (Ed.6.0) (将来はCISPR 32 (Ed.1.0)に置き換えられる)  CISPR 11 グループ2 (Ed.5.1)(注2)	規定しない	CISPR 11 グループ2 (Ed.5.1)(注2)  周波数共用条件	CISPR 22 (Ed.6.0) (将来はCISPR 32 (Ed.1.0)に置き換えられる)  CISPR 11 グループ2 (Ed.5.1)(注2)	CISPR 22 (Ed.6.0) (将来はCISPR 32 (Ed.1.0)に置き換えられる)
家電機器用②	CISPR 14-1 AnnexB (Ed.5.2)	CISPR 14-1 AnnexB (Ed.5.2)	CISPR 14-1 AnnexB (Ed.5.2)  周波数共用条件	CISPR 14-1 AnnexB (Ed.5.2)  周波数共用条件	CISPR 14-1 (Ed.5.2)  CISPR 11 グループ2 (Ed.5.1)(注2)	規定しない
家電機器用③	利用周波数が当該周波数帯にないので規定しない	CISPR 22 (Ed.6.0) (将来はCISPR 32 (Ed.1.0)に置き換えられる)  CISPR 11 グループ2 (Ed.5.1)(注2)	規定しない	CISPR 11 グループ2 (Ed.5.1)(注2)  周波数共用条件	CISPR 22 (Ed.6.0) (将来はCISPR 32 (Ed.1.0)に置き換えられる)  CISPR 11 グループ2 (Ed.5.1)(注2)	CISPR 22 (Ed.6.1) (将来はCISPR 32 (Ed.1.0)に置き換えられる)

注1 将来CISPR 11に規定されたとき改めて審議する。

注2 当該WPT機器がCISPR22(32)又はCISPR14-1で対象とする装置以外の製品に搭載される場合、又はこれらの国際規格において利用周波数の規定がない場合には、CISPR11を適用する。

注3 クラス分け(A又はB)はCISPR 11における定義に従う。

# 電波法における高周波利用設備の規律について

## (無線設備の機能の保護)

高周波利用設備は、本来電波を空間に発射することを目的とするものではないが、高周波電流を使用していることからその漏えいする電波が空間に輻射され、他の無線通信を妨害するおそれがある。このような妨害から無線設備の機能を保護するため、電波法において以下の規定を設けている。

- 1 無線通信に妨害を与えるおそれのある一定の周波数又は電力を使用する高周波利用設備については他の通信に妨害を与えないこと等を条件に許可制度としている。【電波法第100条】
- 2 高周波利用設備のうち許可を要しないものに対しては、これが副次的に発する電波又は高周波電流が無線設備の機能に継続的、かつ、重大な障害を与えるときは、総務大臣はその設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。【電波法第101条において準用する同法第82条】

### 【電波法抜粋】

(高周波利用設備)

**第百条** 左に掲げる設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならない。一 電線路に十キロヘルツ以上の高周波電流を通ずる電信、電話その他の通信設備(ケーブル搬送設備、平衡二線式裸線搬送設備その他総務省令で定める通信設備を除く。)

二 無線設備及び前号の設備以外の設備であって十キロヘルツ以上の高周波電流を利用するもののうち、総務省令で定めるもの

2 前項の許可の申請があつたときは、総務大臣は、当該申請が第五項において準用する第二十八条、第三十条又は第三十八条の技術基準に適合し、且つ、当該申請に係る周波数の使用が他の通信(総務大臣がその公示する場所において行なう電波の監視を含む。)に妨害を与えないと認めるときは、これを許可しなければならない。

3～5 (略)

(無線設備の機能の保護)

**第百一条** 第八十二条第一項の規定は、無線設備以外の設備(前条の設備を除く。)が副次的に発する電波又は高周波電流が無線設備の機能に継続的且つ重大な障害を与えるときに準用する。

(免許等を要しない無線局及び受信設備に対する監督)

**第八十二条** 総務大臣は、第四条第一号から第三号までに掲げる無線局(以下「免許等を要しない無線局」という。)の無線設備の発する電波又は受信設備が副次的に発する電波若しくは高周波電流が他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2・3 (略)